

改正建設業法に基づく「労務費の基準」について

国土交通省 不動産・建設経済局

令和7年9月

1. 建設業の現状	2
2. 担い手の処遇改善に向けた従前の取り組み	7
3. 改正建設業法の概要	19
4. 「労務費の基準」に係る制度	22
5. 「労務費の基準」の作成の考え方	30
6. 「労務費の基準」の実効性確保	40
7. 【まとめ】関係者の皆様に取り組んでいただきたいこと ..	60

1. 建設業の現状

建設産業の役割

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会 3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



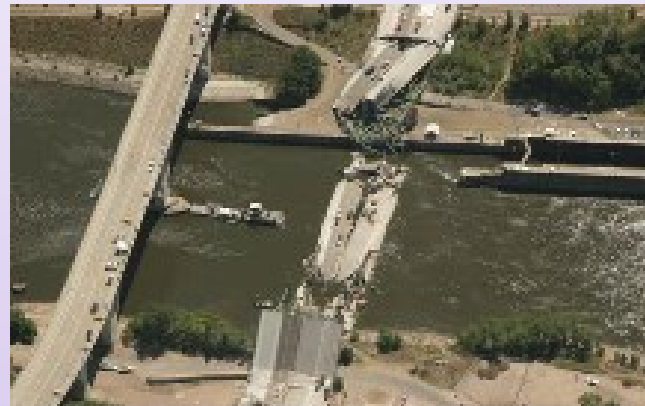
【通行不能の交差点での応急工事】
(国道443号寺迫(益城町))



【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】
(県道45号阿蘇講公園菊池線)

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】
(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋
(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

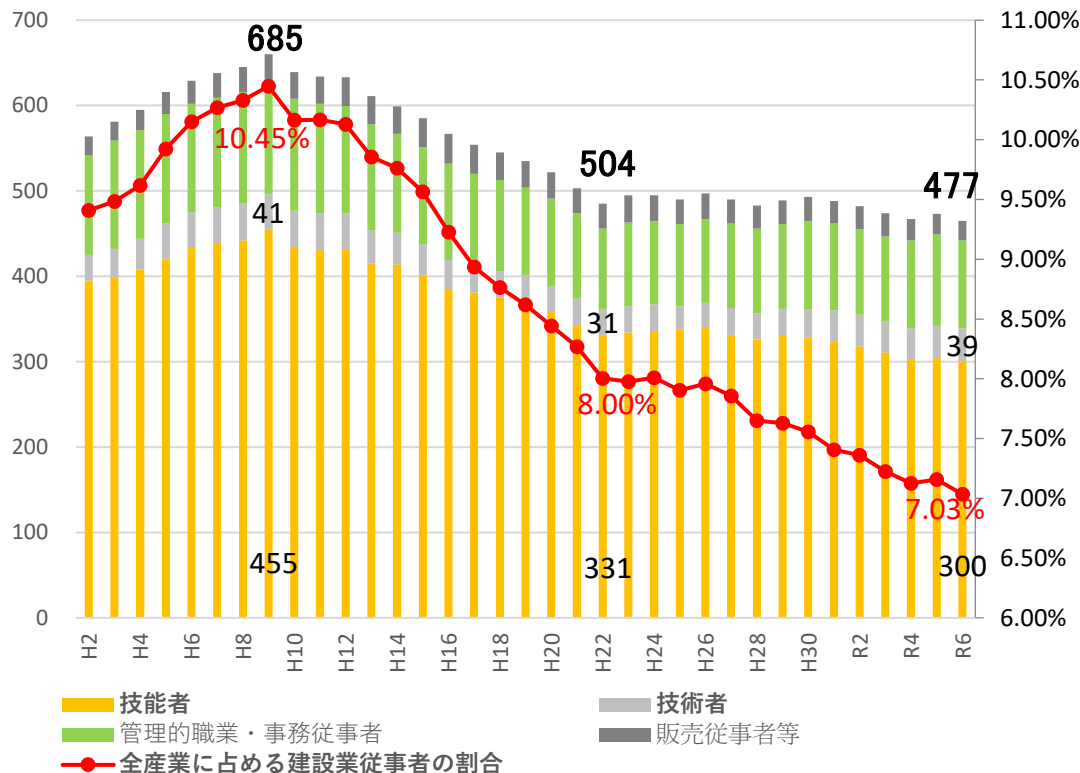
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人)

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



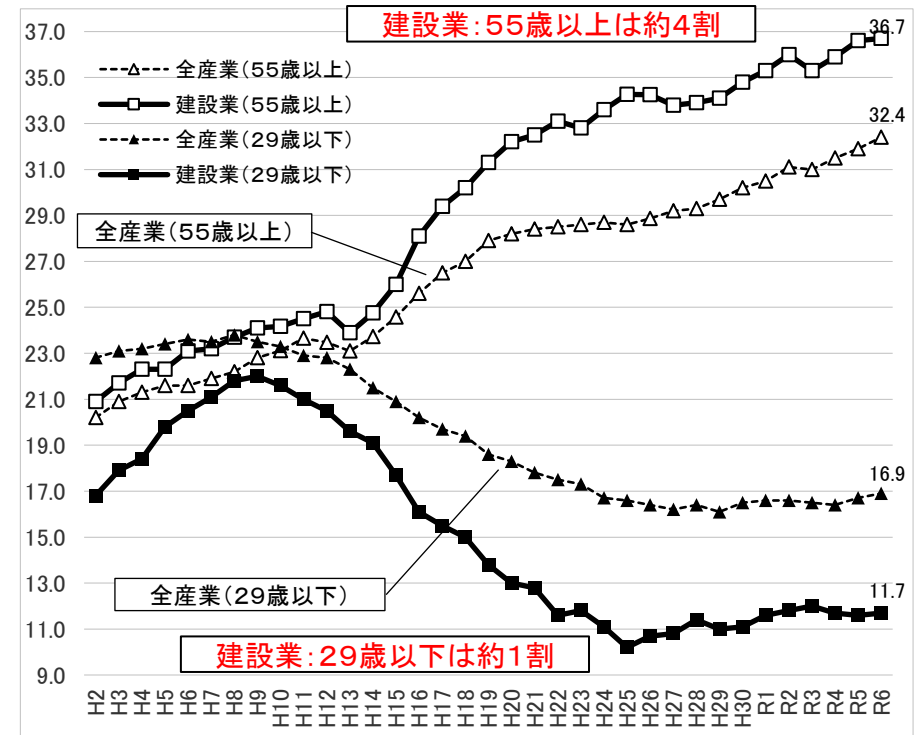
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

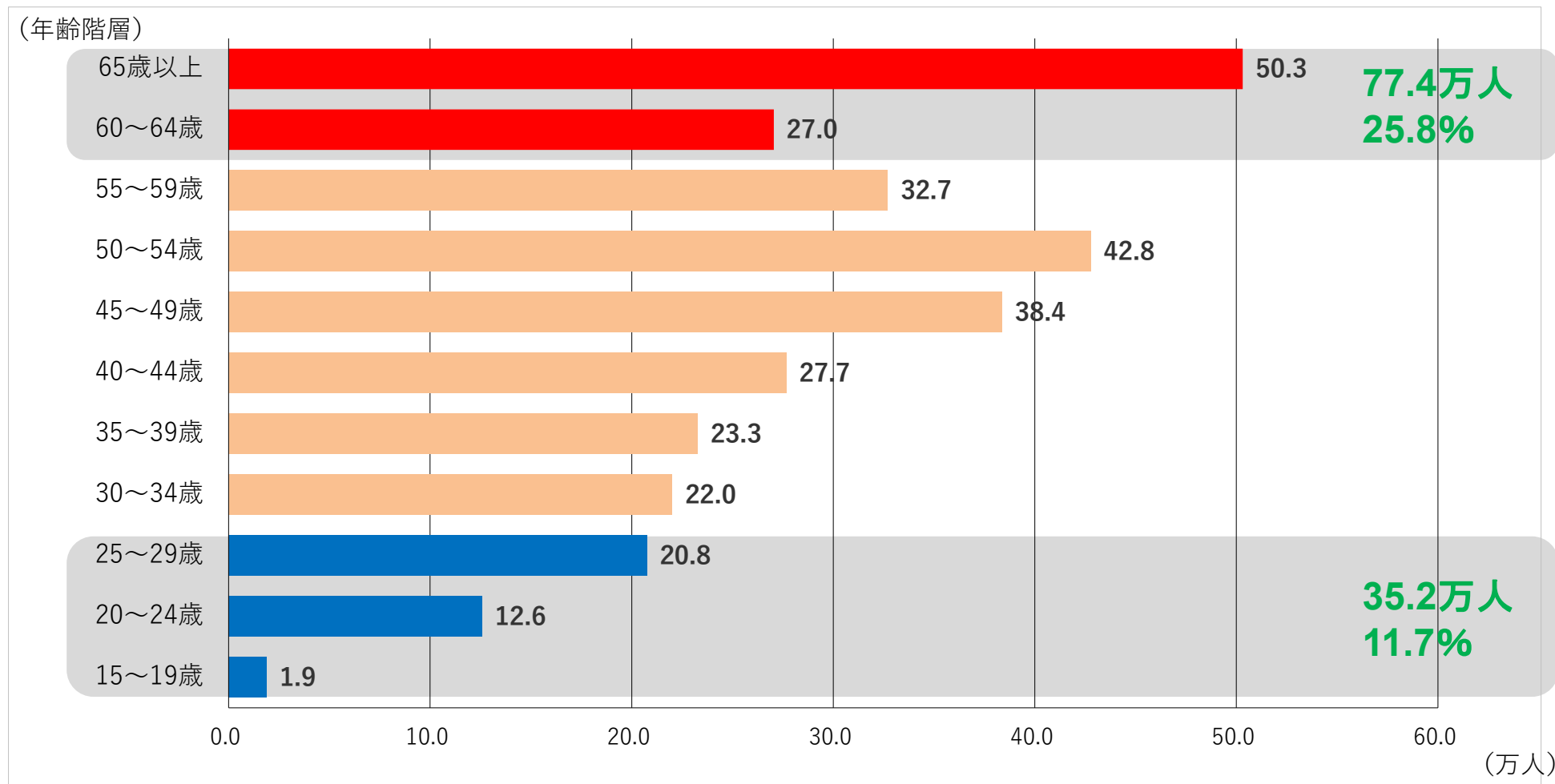
(%)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出典:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

1. のまとめ

- 建設業は単なる民間ビジネスにとどまらず、「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う存在。
- 一方、建設業の現場作業を担う技能者（職人）の数は一貫して減少傾向。また、技能者の高齢化・若年者層の割合減少も進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

2. 担い手の処遇改善に向けた従前の取り組み

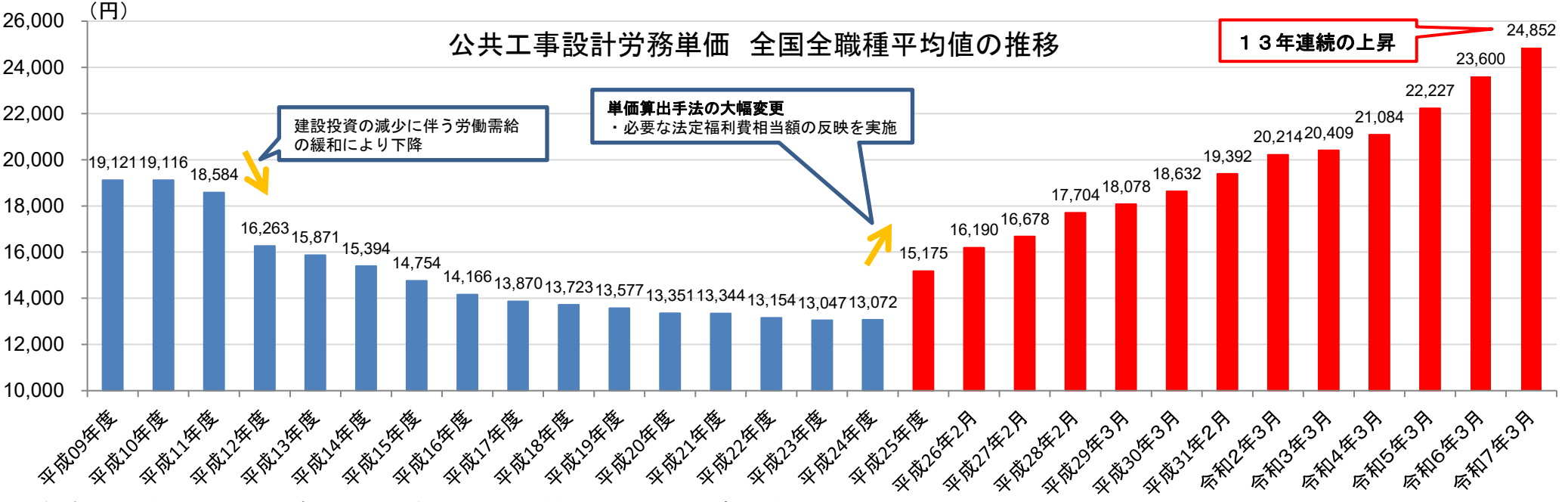
令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用**を反映

全 国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比; +6.0% (平成24年度比; +85.8%)
主 要 1 2 職 種 (23,237円) 令和6年3月比; +5.6% (平成24年度比; +85.6%)



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

(参考)公共工事設計労務単価の概要

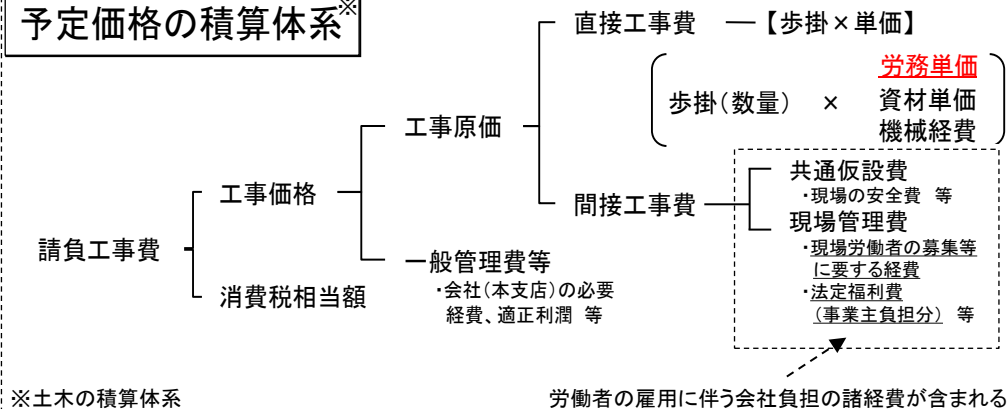
公共工事設計労務単価の概要

- 性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- 法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 改定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、2月に単価を公表、3月に改定。

○留意事項:

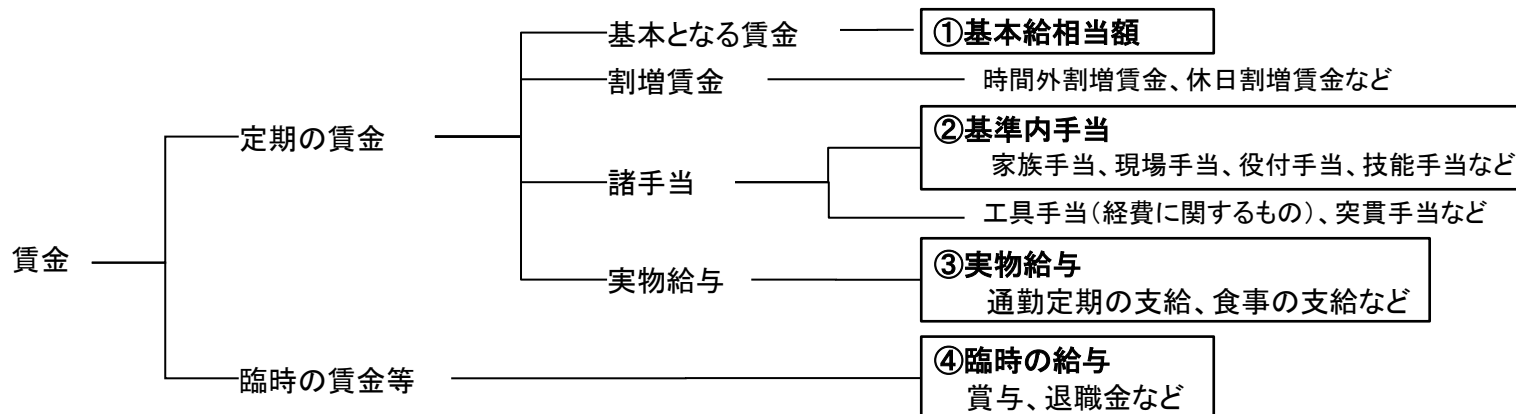
- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

予定価格の積算体系※

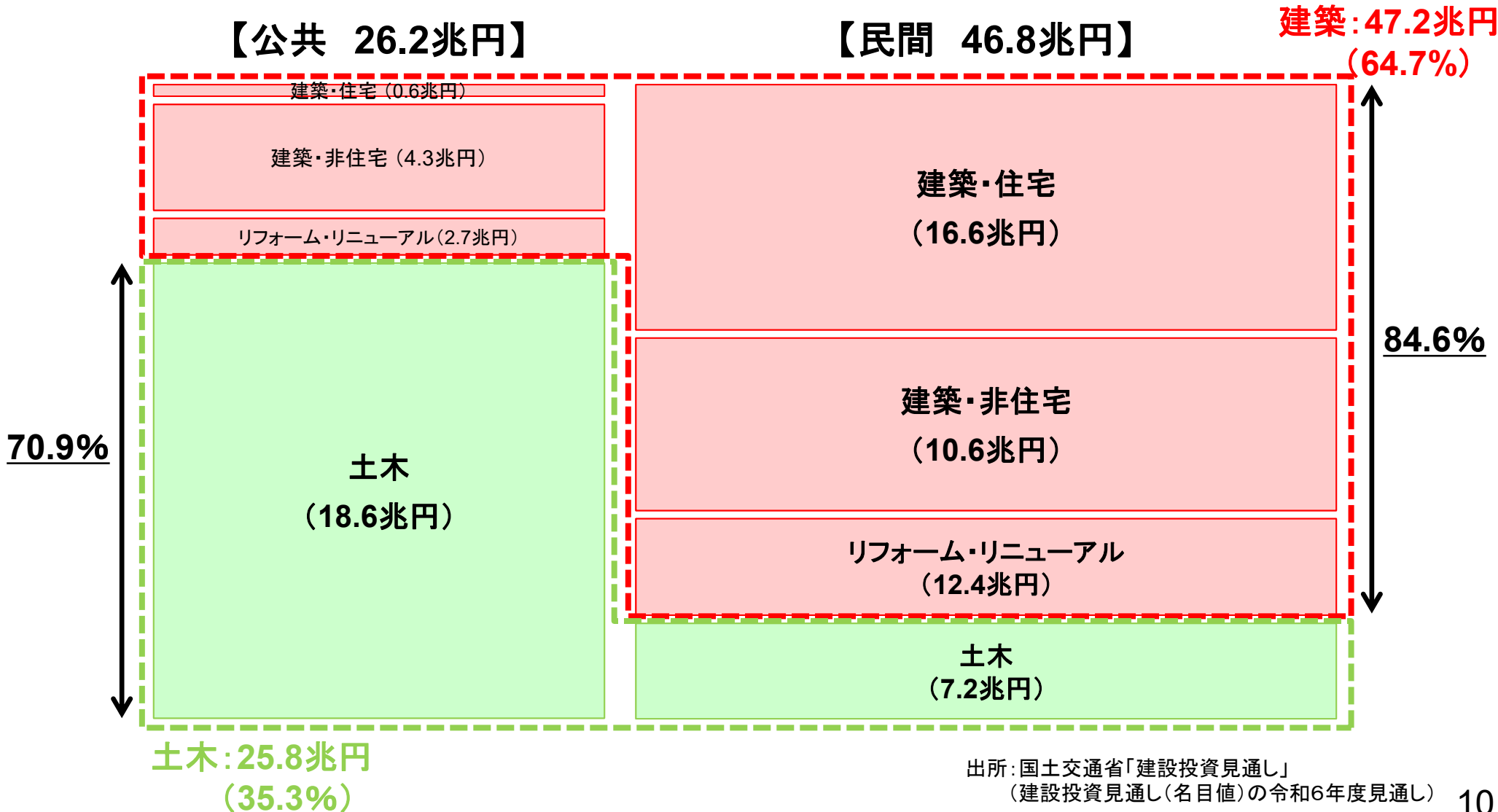


公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)



- 建設投資市場においては、公共事業が約4割を占める。
- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。



開催概要

日 時：令和7年2月14日 18:20～18:50

出席者：石破内閣総理大臣、赤澤新しい資本主義担当大臣、中野国土交通大臣、
橋内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、森内閣総理大臣補佐官、矢田総理補佐官

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、(略) 民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること、
- (生産性向上について、)(略)省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、(略) 業種・職種に応じた効果的な取組を推進することを国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

石破内閣総理大臣から、

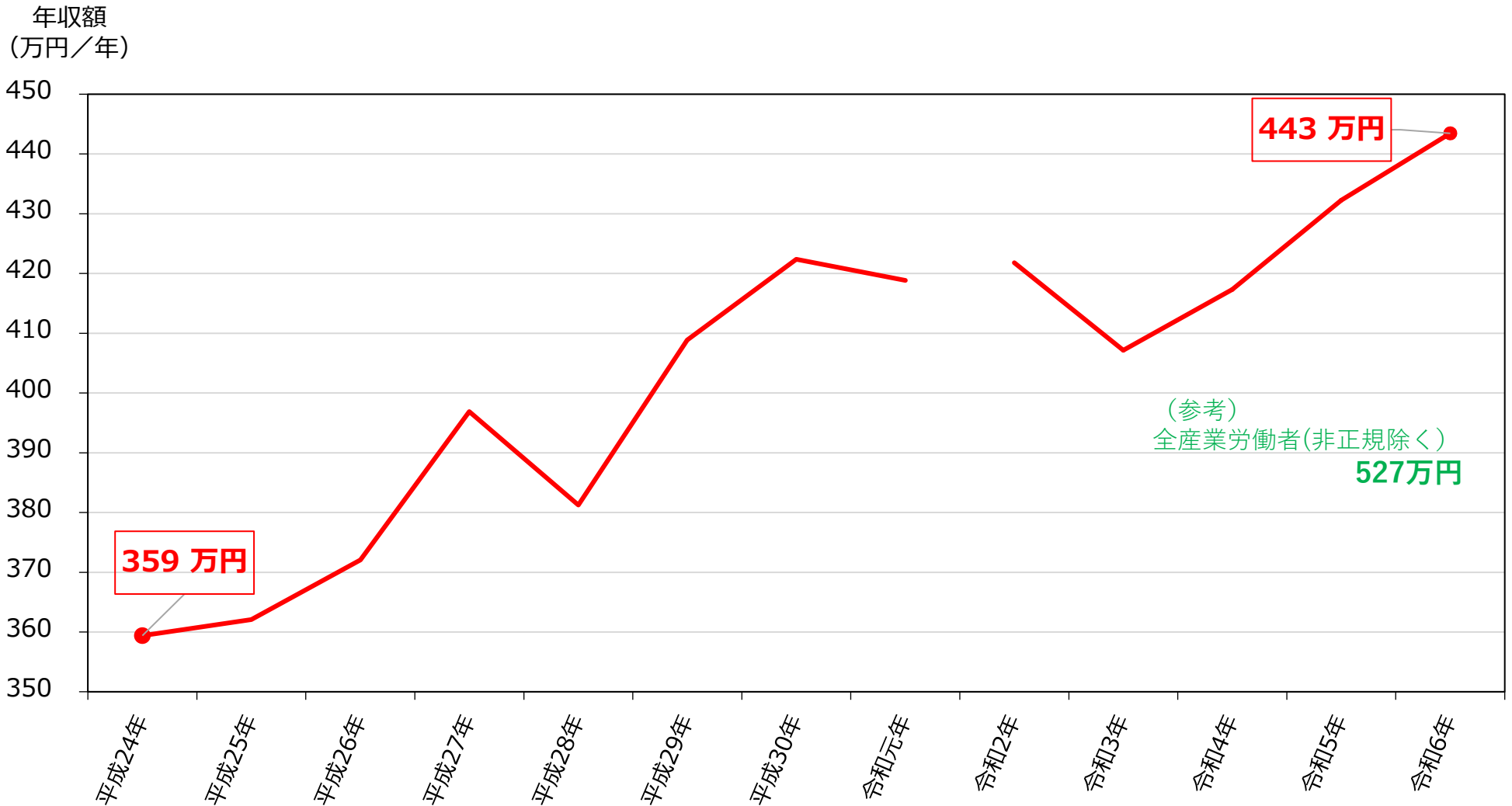
- 申し合わせをした目標の実現に向け、建設業法等の改正法の活用や価格転嫁の取組、標準労務費の設定を進めるようお願いするほか、建設業が、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる、カッコいい」新4Kの実現を目指して、全力で取り組んでまいりますとの発言。



出典：官邸HP

車座対話の様子

建設技能者の賃金の推移



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- ・ R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもて**、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

- 【技能者情報】
- ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



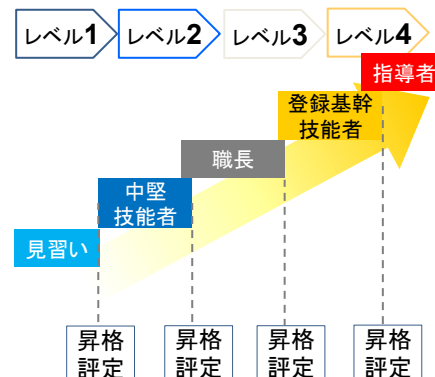
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した45分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

(令和7年5月末現在 レベル1※:121.3万人 レベル2:3.2万人 レベル3:3.1万人 レベル4:5.9万人)

※レベル判定を受けていない技能者

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ			
ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格	登録基幹技能者 型枠	2016.06.20	
技能講習	玉掛け	2008.05.21	
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09	
社会保険加入状況	退職金共済		
健保	協会健保	建退共	
年金	厚生年金		
雇用			

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者(登録基幹技能者等)

(参考)各職種の能力評価基準の例

呼 称		鉄筋技能者	左官技能者
能力評価実施団体		(公社) 全国鉄筋工事業協会	(一社) 日本左官業組合連合会
認定日		令和元年 1 0 月 8 日	令和元年 1 0 月 2 5 日
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)	1 0 年 (2150日)
	保有資格	●登録鉄筋基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者 (現代の名工) ・レベル 2、3 の基準に示す保有資格	●登録左官基幹技能者 ●1 級建築施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者 (現代の名工) ・レベル 2、3 の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3 年 (645日)	職長として 3 年 (645日)
	就業日数	7 年 (1505日)	5 年 (1075日)
レベル 3	保有資格	・1 級鉄筋施工技能士 (組立て、または施工図) ・レベル 2 の基準に示す保有資格	●1 級左官技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・レベル 2 の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長 + 班長)	職長又は班長として 3 年 (645日)	職長又は班長として 1 年 (215日)
レベル 2	就業日数	3 年 (645日)	3 年 (645日)
	保有資格	・玉掛け技能講習	●2 級左官技能士 ●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て作業従事者特別教育
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者	

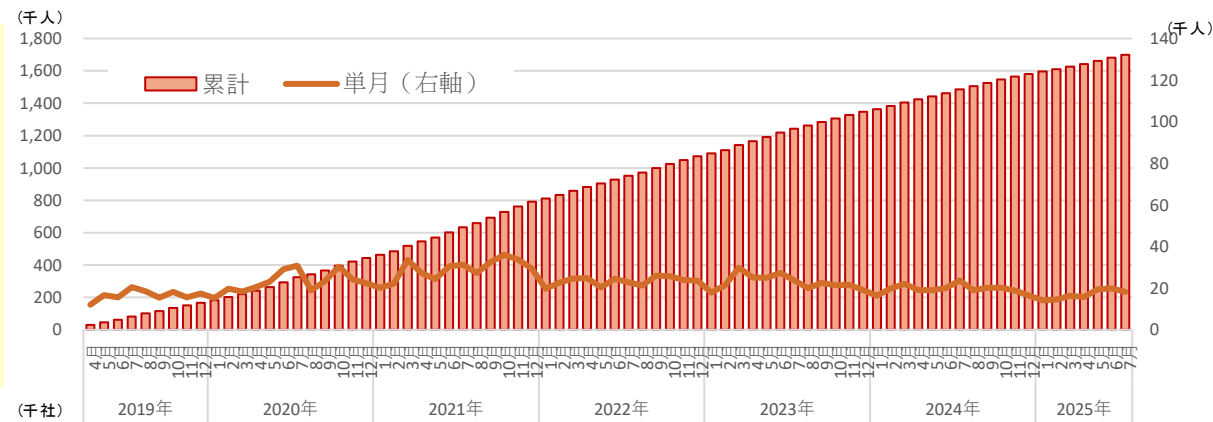
※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

建設キャリアアップシステムの利用状況(2025年7月末)

技能者の登録数

170万人が登録

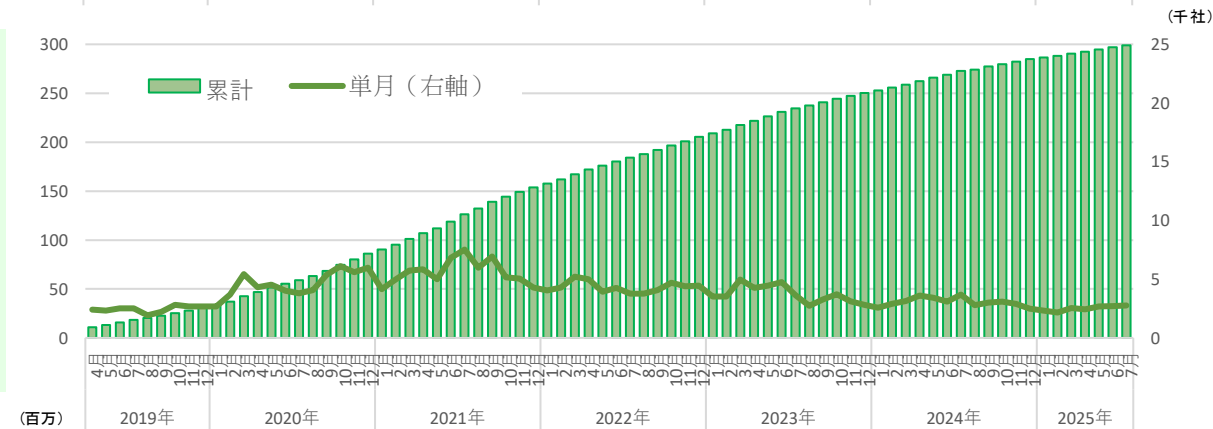
※労働力調査(R5)における建設業技能者数:300万人



事業者の登録数

29.9万社が登録

※うち一人親方は10.4万社

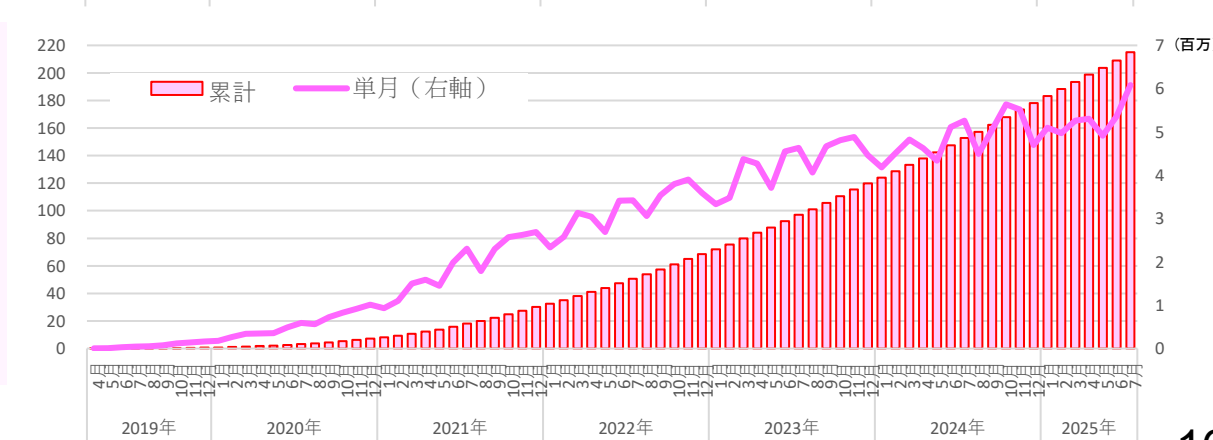


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 21,000万突破

※7月は608万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（公表32分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件>

- ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
- ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
- ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
- ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

2. のまとめ

- 新規入職者の参入を阻む要因の一つとして、建設業の技能者の賃金水準が、厳しい労働環境下にあるにもかかわらず、他産業比で低位にとどまっていることが存在。
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇しているが、民間工事に従事する事業者や下請業者も対象となる施策が必要。
- 技能・経験に応じた適切な処遇の実現に向け、CCUS（建設キャリアアップシステム）を使った技能者のレベル別評価・レベルに応じた処遇を進めることにより、建設業への入職を志す若い世代に対し、キャリアパスの見通しを示せる産業になることが必要。

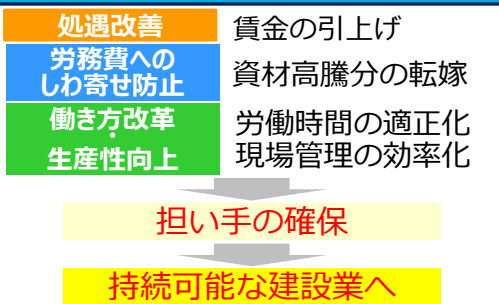
3. 改正建設業法の概要

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



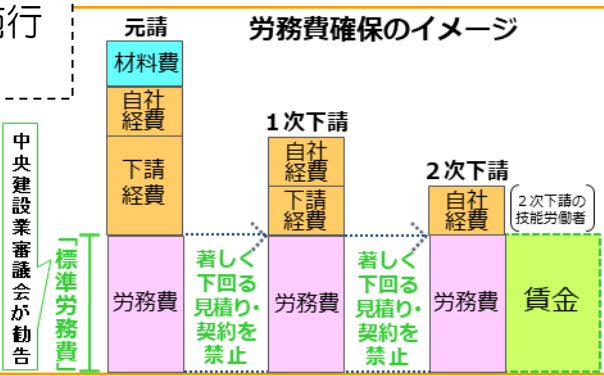
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：本年12月までの施行
それ以外：昨年中に施行

昨年施行により中建審に
作成権限が付与され、現在基準を作成中

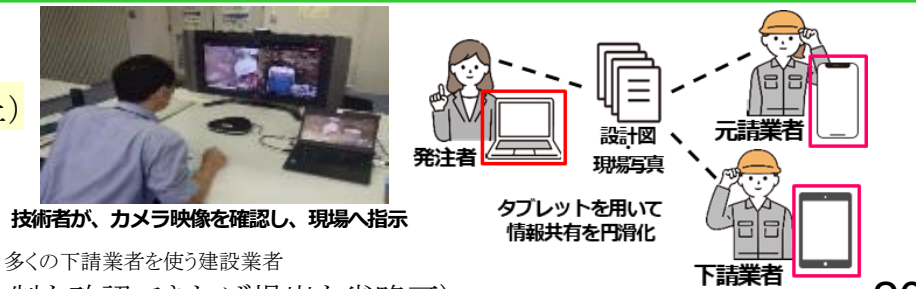


2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



第三次 担い手3法(令和6年6月公布)

建設業法改正のポイント

1. 処遇改善

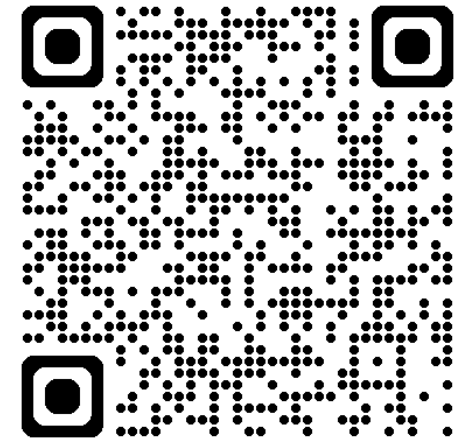
2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革・生産性向上



就労状況の改善 → 担い手の確保

詳細はこちら

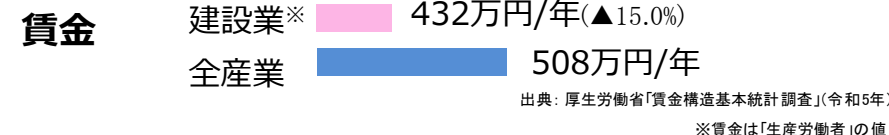
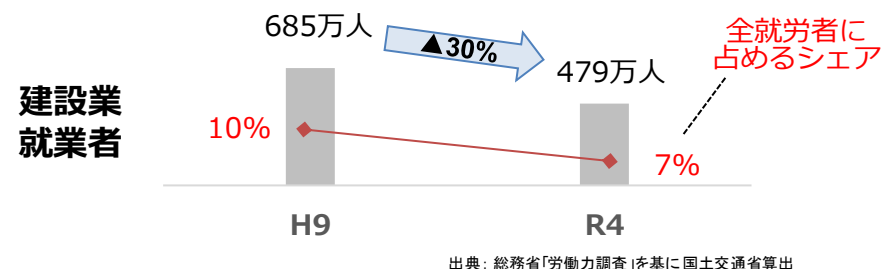


4. 「労務費の基準」に係る制度

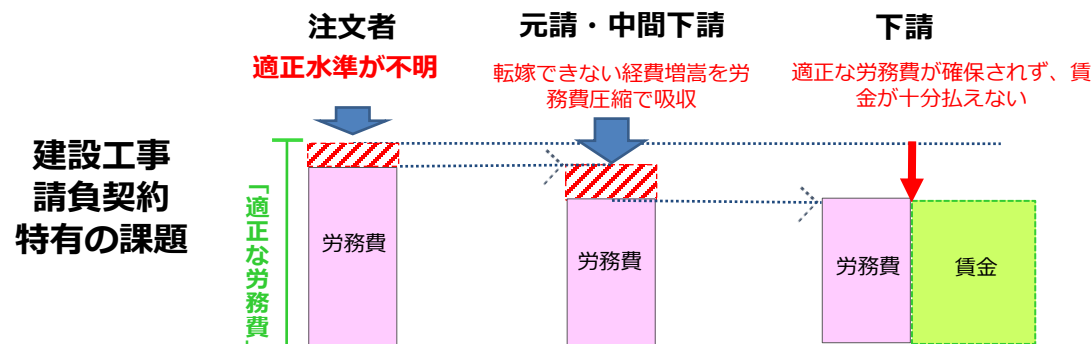
建設業法改正による新たなルールを導入①

技能労働者の処遇を巡る建設業界の状況

- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するための、中長期的な担い手の確保が困難。
- 労働行政が担保する最低賃金に留まらない、技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要。



- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、過度な重層下請構造の下、労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。
 - 建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。
- (※) 総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等

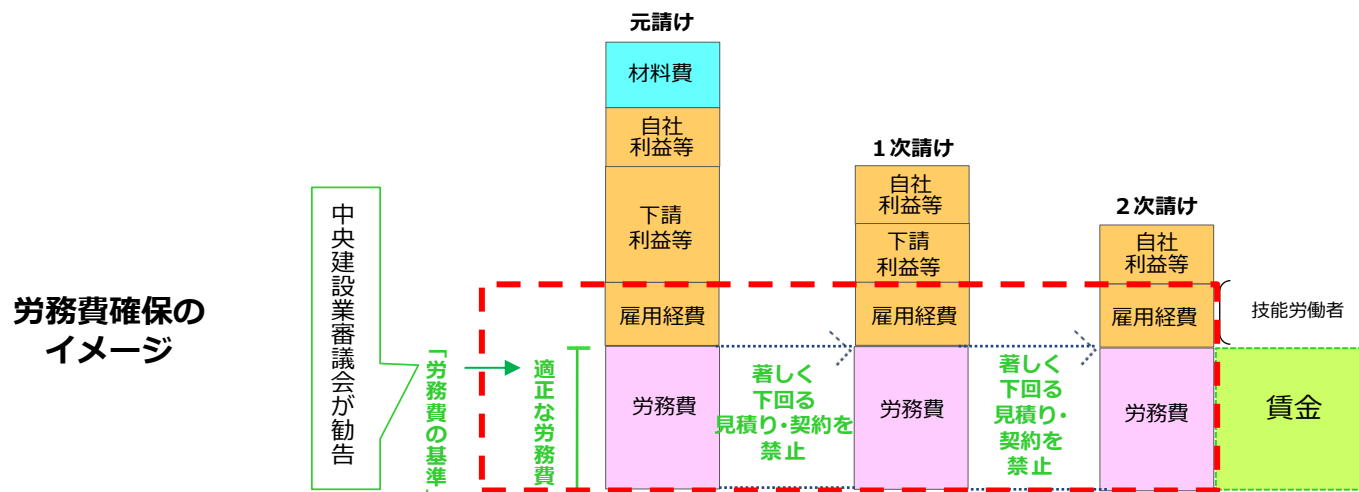


建設業法改正による新たなルールの導入②

建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく適正な賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化。
- 建設業者において適正な賃金支払等の技能者の処遇確保がなされるよう、適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保されることを図る。
- このため、中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止し、違反した業者は指導・監督、発注者は勧告・公表の対象とする。

- ✓ 適正な見積り促進等による契約時の労務費確保、受発注者双方への総価での原価割れ契約の禁止（同法第19条の3）による労務費の必要経費等へのしわ寄せ防止、確保された労務費の技能者までの支払い担保のための施策の実施、「建設Gメン」による個々の請負契約の実地調査・改善指導（同法40条の4・同法41条）、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施（同法31条）等により、改正法の実効性を確保。



改正後の建設業法(労務費の基準関係)

労働者の処遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七条 (略)

2 **建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。**

3・4 (略)

「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 **中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**

3 (略)

適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならない。

3～5 (略)

6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

8 (略)

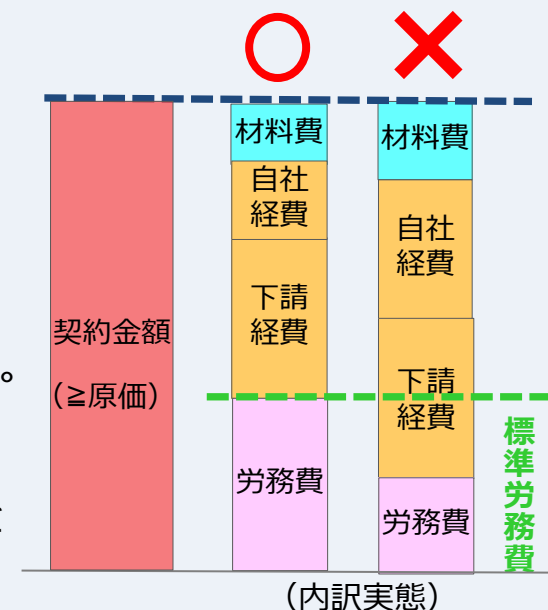
(参考) 労務費確保に向けた見積り及び契約に関する措置

- 「著しく低い労務費」を禁止し、適正水準の労務費で見積・契約しても、他の経費が大幅に削減され、総価では原価割れとなれば、**実質的には適正な労務費が確保されない**のと同じ。

⇒ 労務費「単体」を対象とした規制と併せて、「**総価**」での原価割れを禁止することとした。

- 一方、**総価での原価割れだけを禁止**しても、労務費が適正水準で見積・契約されていなければ、**適正な水準の労務費を行き渡らせることは困難**。

⇒ 労務費について、総価という積算の「結果」への規制だけでなく、見積書の作成・調整の「**プロセス**」を規制することで、適正水準の確保を確実にする必要。



見積り
～契約

労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**

+

契約
段階

不当に低い請負代金の禁止

総価での原価割れ契約を受注者にも**禁止**



技能者への賃金の確実な行き渡り

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 **<R6改正>**

注文者

受注者

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 **<R6改正>**

◆正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 **<R6改正>**

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

<「著しく低い労務費等」とした場合・・・>

- － 建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**
- － 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

<「原価割れ契約」を結んだ場合・・・>

- － 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**／注文者である建設業者に対しては**公取委から措置**
- － 公共発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

「労務費の基準」の検討状況

中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ°

構成

発注者側、受注者側、学識者等

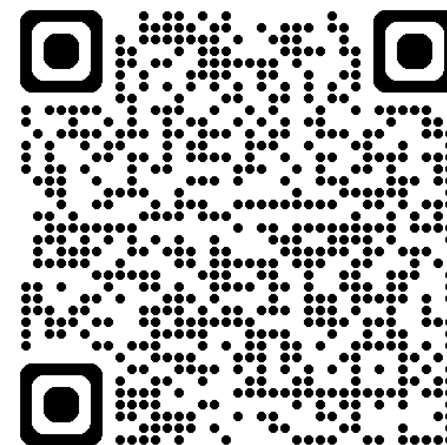
主な論点

- 労務費の基準の「実効性確保」
- 労務費の基準の「作成」
- 労務費の基準の「示し方」

スケジュール

- 昨年9月から本年8月まで9回にわたり開催
- 今後も随時開催予定

詳細はこちら



3～4. のまとめ

- 労務費の基準制度は、技能者を雇用する建設業者が、労働者に技能に応じた適正な賃金を払えるようにするため、請負契約の中で労務費（賃金の原資）を確保できるようにするための新たなルール。
- 「労務費の基準」は、賃金の原資を確保しようとする会社にとって、価格交渉の「武器」となるもの。
- これまで一般的であった「総価一式の契約を結ぶ」「上位注文者から一方的に提示された額で契約締結する」商慣行を改め、受注者が、自社として必要な労務費・必要経費を内訳明示した見積書を作成し、必要額を確保する（「もらったら払う」ではなく「もらって払う」）商慣行をサプライチェーン全体で作り上げていく必要がある。

5. 「労務費の基準」の作成の考え方

「労務費の基準」に関する基本方針【概要：作成関係抜粋】

（１）「労務費の基準」の目的

- 適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを目指す。
- 具体的には、
 - ・契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「適正な工事实施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させること
 - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、行政が指導監督する際の参考指標としても活用することを目的として、基準を作成する。

（２）「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただくこととする。
- 技能者の賃上げにつながるよう、公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定することとする。

（３）「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成することとする。
具体的には、技能者の職種ごとに、現在の契約でも用いられている単位施工量当たりの金額（1 t、1 m³作業当たりいくら）として設定することを基本とし、工種や規格の違いなどによる細分化は最小限にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした適切な労務費・賃金水準の確保を前提としつつ、生産性（単位時間あたり施工量（1日当たり何人で作業するか））の部分での競争の余地を残すこととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加えるアジャイル型の考え方に則って検討・実装を進めることとする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、職種別に、順次検討を進めることとする。

労務費の基準の「作成」の方針

労務費の基準については、以下の方針に沿って作成する。

(1)「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- **労務単価**については、**公共工事設計労務単価を適用**することとし、労務費の基準は、公共工事設計労務単価と同様、原則として都道府県別に示す。
- **歩掛**については、**国土交通省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛や公共建築工事標準単価積算基準等）**を活用**する。
 - ・ ただし、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関で用いられている歩掛で、国土交通省直轄工事の積算方法と矛盾しないもの（※）があれば、それも活用する。
 - ※例えば、自治体工事の歩掛を国が参考として示している場合などが候補として考えられる。
 - ・ 国土交通省直轄工事での発注実績がなく**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅**については、**歩掛調査**を行う。
 - ・ 国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用・戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種（職種の中の一部の工事を含む）など、やむを得ない場合には、**以下の作成方法により基準を設定**する。

「適切な職種の公共工事設計労務単価×現場環境・作業内容等に照らして適正な歩掛」
- 施工条件等によって適正な歩掛は異なるため、**労務費の基準を公表する際、基準の前提となっている歩掛・作業内容・適用条件等を明示**する。（個々の建設工事において、当該工事の施工条件・作業内容等に応じて、適正な歩掛となるよう契約当事者間で補正を行う。）

(2)「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、一つの工種（作業）については一つの標準的な規格・仕様（※）についてのみ労務費の基準を作成する**ものとする。
 - ※例えば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3．5～4．0m程度」、「ラーメン構造階高2．8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれるが、そういった違いは契約当事者間で補正を行う。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種（作業）をどの程度区別するか等は、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討し決定**する。
- 技能者の経験・技能に応じた適正な水準の労務費の確保については、基準そのものをCCUSレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な場合等においては、別途、個々の建設工事において労務費を上乗せすること等により適正な水準を確保する。

(3)「労務費の基準」の改定

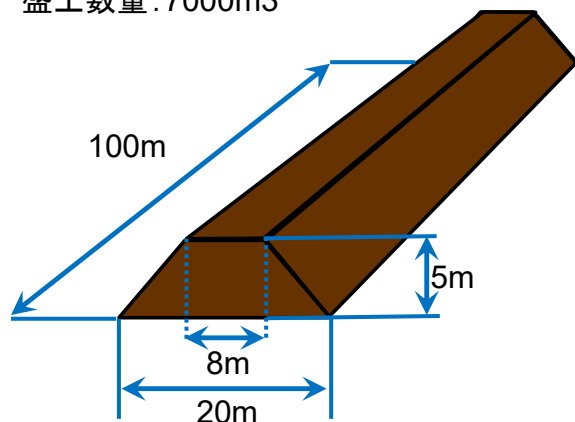
- 個々の請負契約時において受注者側による適切な見積りがなされるよう促すことを前提として、**更新については、公共工事設計労務単価や基準の前提となる歩掛の改定と連動して、随時（年1回程度）とすることを基本とする。**

(参考)歩掛とは

- 歩掛は単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 単位量の作業を行う場合には、単価表に記載されている労力が必要になる

例えば、ある作業・・・築堤盛土

盛土数量:7000m³



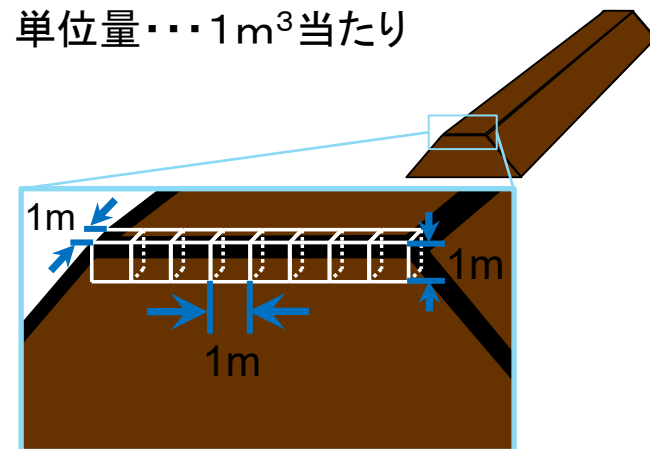
とある施工班・・・

- ブルドーザ(湿地、7t級) 1台
- 振動ローラ(土工用、11~12t) 1台
- 運転手(特殊) 2人
- 普通作業員 1人

で一班を編成して施工する



単位量・・・1m³当たり



必要な
労力を
考えると

工事名	鯉土竜川改良工事 (当初)		工種区分	河川工事
単価表○-○	築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し)		1m ³ 当たり	単価表
種別	細別	規格	単位	数量
労務費	運転手(特殊)		人	0.0054
	普通作業員	7t級ブルドーザ(賃料)	人	0.0027
材料費	軽油		L	0.5730
機械費	ブルドーザ	湿地 7t級	日	0.0027
	振動ローラ	土工用 質量11~12t	日	0.0027
諸雑費	まるめ		式	1
築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し)の日当たり施工量			m ³ /日	370

×370(1日当たり
施工できる数量)
すると・・・

数量
2人
1人
212 L
1日
1日

ここが
歩掛

この作業を1日
行う際に必要な
労力が分かる

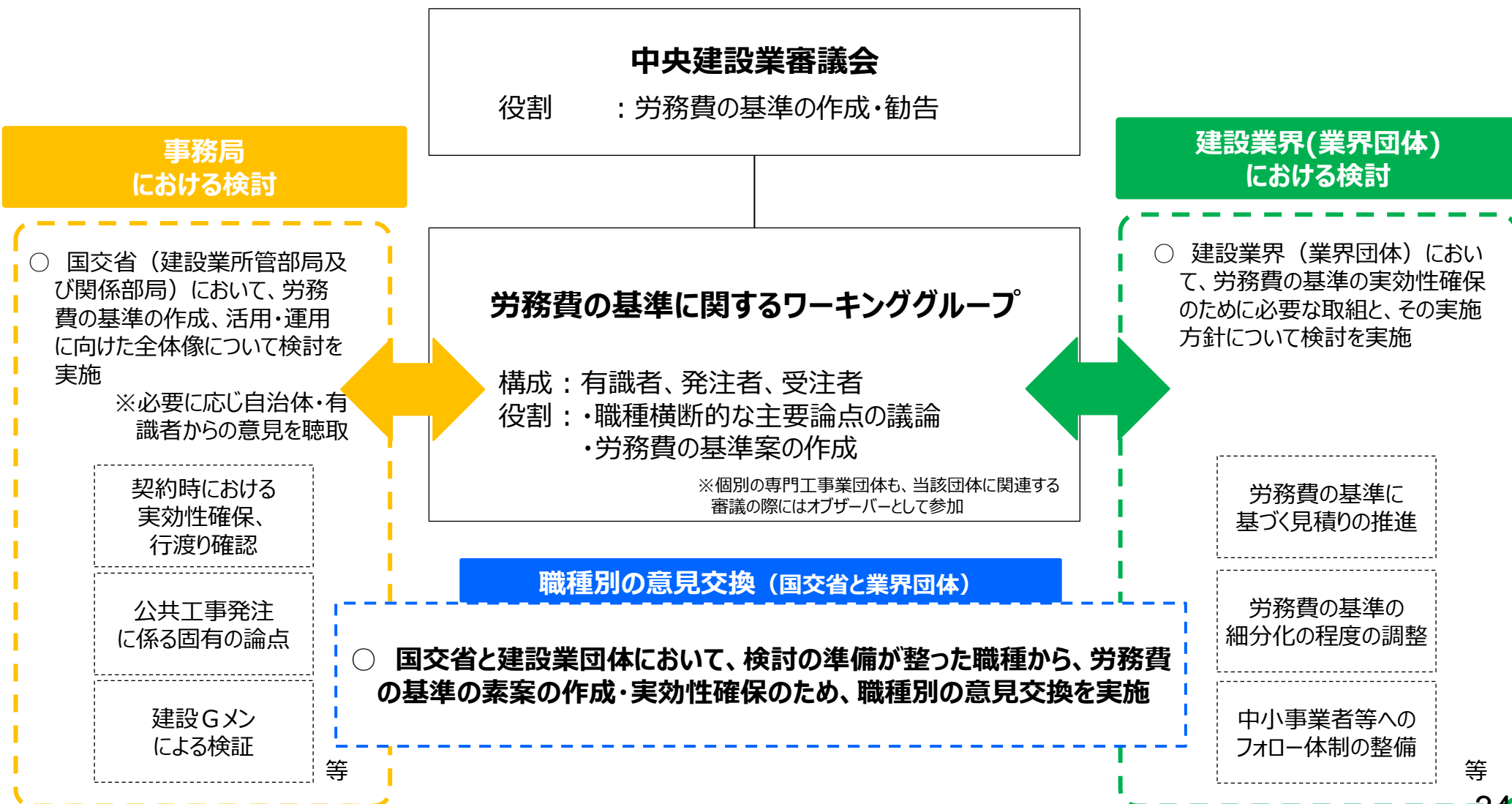
×7,000
(施工数量)
すると・・・

数量
38人
19人
4,028 L
19日
19日

この工事で必要
なトータルの
労力が分かる

労務費の基準に関する検討体制の全体イメージ

- 「労務費の基準」の作成に加え、その実効性を確保するためにも、本ワーキンググループにおける検討と並行して、多様な関係主体が連携して検討を進めていく。



- 令和6年冬に型枠、鉄筋、住宅分野で開始して以降、**計23の職種別意見交換を実施**。
- 「労務費の基準」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性の確保について議論。今後、意見交換の結果を踏まえた「労務費の基準(素案)」や実効性の確保について引き続き議論を行う。
- 今後順次、他職種についても意見交換を行う予定。

それぞれの職種別意見交換の構成員		※職種別団体名は五十音順	
(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠	日本型枠工事業協会	解体	全国解体工事業団体連合会
鉄筋	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨	鉄骨建設業協会
住宅分野	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官	日本左官業組合連合会	防水	全国防水工事業協会
電工	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業協会	潜かん	日本圧気技術協会
塗装	日本塗装工業会	さく岩	日本発破・破碎協会
とび	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会	切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
内装	全国建設室内工事業協会、日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会	タイル・ サッシ・ ガラス	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステ リア	日本エクステリア建設業協会
土工	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会	橋梁	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
		警備	全国警備業協会
		造園	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会

「労務費の基準」の示し方(全体方針)

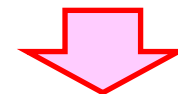
本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

- ✓ 「労務費の基準」について、数字そのものだけでなく、数字に至る考え方（公共工事設計労務単価をベースとする等の計算式）や、労務費の基準には、法定福利費（事業者負担分）等の必要経費が含まれていないことなど、職種全体で、共通して示すべきこと（一般事項）を整理する必要。
- ✓ そのうえで、各職種において、「労務費の基準」が適切に運用できるよう、基準作成に当たり適用した作業内容や条件等を示すなど、適用上の留意事項（個別事項）を職種ごとに整理することが必要。



職種全体（＝一般事項）

- 各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考えの下、「公共工事設計労務単価×歩掛」という計算方法で、標準的な規格・仕様について示したものである。従って、個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること
- 「労務費の基準」には、経費が含まれないこと
- 歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考として、現場条件に合致した適切な歩掛の使用や必要な補正を行うこと



各職種（＝個別事項）

- 各職種の「労務費の基準」の適用・個々の現場に応じた必要な補正を行うに当たり、判断できる材料（作成した「労務費の基準」の歩掛の適用範囲、歩掛に含まれる作業内容・条件等を明記）

各職種分野における労務費の基準の算出フロー

① 代表的な細別（作業）、 標準的な規格・仕様の設定



② 歩掛の適用



③ 労務費の基準を算出

- 国土交通省直轄工事の積算実績データベースより、積算基準における「レベル4（細別）」の中で、積算額の高いものまたは頻度の多いものを集計し、基準のベースとなる「**代表的な細別（作業）**」を設定。

代表的な細別（作業）

鉄筋：鉄筋加工組立

圧接：鉄筋ガス圧接

型枠（建築）：型枠

型枠（土木）：型枠

※職種の特性によりやむを得ない場合は、複数の細別を選定

- さらに「**代表的な細別（作業）**」の中で、積算額の高いものまたは頻度の多いものを集計して「**標準的な規格・仕様**」を設定。

標準的な規格・仕様

鉄筋：RCラーメン構造 階高3.5~4.0m程度 形状単純 D10以上D32以下

圧接：D25-D25

型枠（建築）：普通合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 階高3.5~4.0m程度

型枠（土木）：一般型枠 鉄筋・無筋構造物

- 「**標準的な規格・仕様**」に対応する「**歩掛**」として、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛の値を適用。

- 「**歩掛**」と「公共工事設計労務単価」から労務費の基準を算出。

鉄筋工事における労務費の基準(案):東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類		鉄筋工事(建築)				
標準的な規格・仕様		鉄筋加工・組立				
条件	(構造)	RCラーメン構造				
	(階高)	階高3.5～4.0m程度				
	(形状)	形状単純				
労務費の基準(素案)		71,472(円/t)				
	内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/t)		設計労務単価 (円/人・日)	歩掛× 設計労務単価 (円/t)
			(暫定値)	人日当り歩掛(t/人・日)		
		鉄筋工	1.88(0.50 [※])		32,600	61,288.00
			0.53(2.00 [※])			
		普通作業員	0.38(0.21 [※])		26,800	10,184.00
			2.63(4.76 [※])			
合計					71,472.00	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果（暫定値）による
（補足）当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中（※括弧内は工場加工相当分を示す）
（内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）

【代表的な歩掛の作業内容】
建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番

- 【条件】
- ・適用できる条件は以下の通り
構造：RCラーメン構造
階高：3.5～4.0m程度
形状：単純
対応する鉄筋径：D10以上D32以下
 - ・太物・細物鉄筋の構成比：鉄筋加工組立における太物及び細物鉄筋は、標準的な構成比とする
 - ・揚重機の機械経費は含まない。
 - ・鉄筋の運搬費は含まない。

- 【留意点】
- ・主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - *加工組立（工場加工、現場組立（スパーサー取付、圧接合番、点検後手直し、コンクリート打設時合番を含む））
 - *荷揚げ（揚重機への積み込み、積下ろし手間）
 - *場内小運搬（水平小運搬）（場外の運搬は除く）
 - *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）
 - *発生材処理（指定場所への集積）
 - *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 - *足場は含まない
 - *その他（鉄筋材の検収、管理、養生、片付け・清掃など）
 - ・揚重機（クレーン）の作業範囲は鉄筋工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
 - ・本表の数字は、鉄筋工事（建築）に係るものである。鉄筋工事（土木）の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。
実際の基準は都道府県別に作成予定。

- （補足事項）
- ※一鉄筋工及び普通作業員の歩掛りの括弧（ ）内の数値は、工場加工相当分の内訳を示す。
 - ※一般的な適用条件は、「一般事項」による。
 - ※当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

5. のまとめ

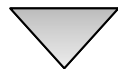
- 「労務費の基準」は、基準として示される額そのものを個別の請負契約に当てはめるためのものではなく、あくまで適正な労務費の水準の目安。
- 個別の請負契約においては、個別の現場状況と作業内容を踏まえ、「作業に対応する公共工事設計労務単価（円/人日（8時間））」に「歩掛（人日/単位施工量）」と「施工数量」を乗じて労務費を算出する。
- 「請負」契約として、歩掛よく（生産性高く）施工できる会社は競争上有利になるが、技能者の賃金（労務単価）を削って価格競争を行うことは許されず、建設Gメンの指導の対象となりうる。
- 高い技能を持つ技能者が施工する場合などにおいては、受注側が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積もり、注文者と価格交渉することが可能。
- 公共工事設計労務単価には経費は含まれないため、法定福利費（事業主負担分）や安全衛生経費等は必要額が別途計上される必要がある。

6. 「労務費の基準」の実効性確保

技能者の処遇改善を図ることが「労務費の基準」の目的であり、この点は、公共工事・民間工事に共通。

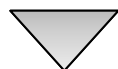
技能者の処遇を巡る建設業界の状況

- 建設業の担い手を中長期的に確保するため、技能や厳しい労働環境に見合った賃金への引上げ等の**処遇改善が必要**。
- 一方で、建設工事の請負契約において、労務費は相場が分かりづらく材料費よりも削減が容易であること、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利になること等により、**技能者の賃金がしわ寄せを受けやすい**。



目指す姿

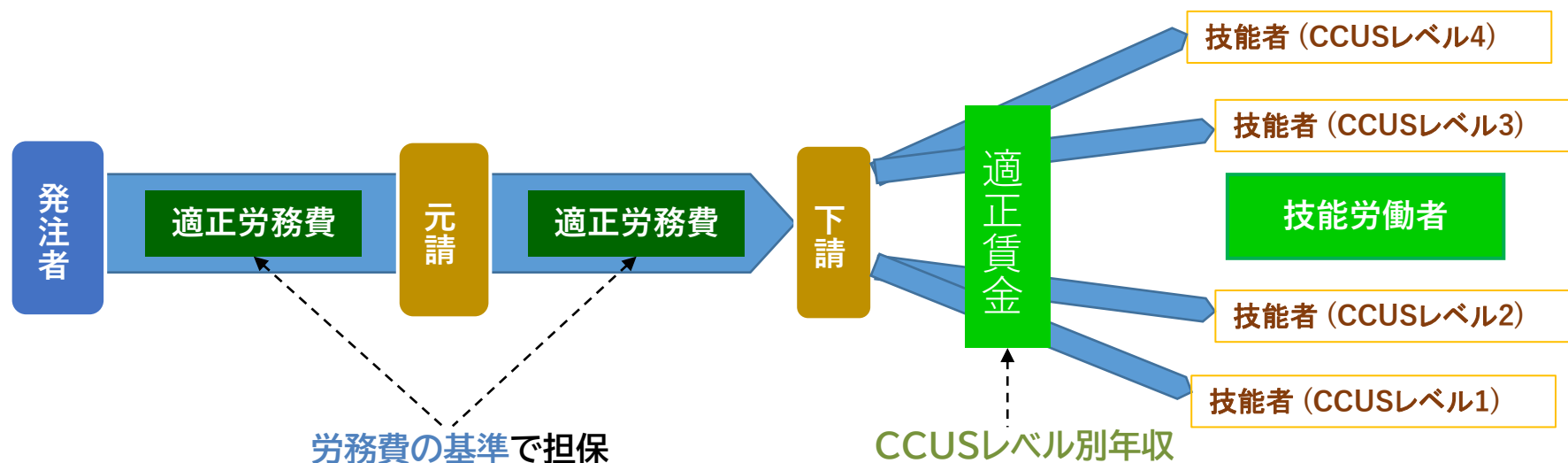
- **技能者の処遇**を全体として**改善**するとともに、個々の技能者について**経験・技能に応じた処遇**がなされるよう、CCUSレベルに応じた適正な賃金が支払われることを目指す。
- その際、技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにするとともに、賃金を原資とする低価格競争ではなく、技能者の処遇が確保された上で価格や生産性の高さを競う**健全な競争環境**を実現する。



「労務費の基準」の実効性確保のための方向性

- 「労務費の基準」制度の導入により、もらったら払う（上流から下流へ価格が決まる）のではなく、**適正水準を積み上げる（下流から上流へ価格が決まる）形**にしていく。
- そのために、**入口での対策**（契約段階における実効性確保）と、**出口での対策**（労務費・賃金の支払いの実効性確保）の両面で、「労務費の基準」の実効性を確保していく。
- その際、公共発注者には技能者への賃金支払いの確保について一定の役割があることなど、**公共工事の特性を踏まえた対策**を上乗せ的に講じる。

「労務費の基準」制度により、公共工事・民間工事を問わず、適正な労務費(賃金の原資)を確保し、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金が確保されるようにする。



- ・ 技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする
- ・ 賃金を原資とする低価格競争ではなく、技能者の処遇が確保された上で価格や生産性の高さを競う健全な競争環境を実現する

実効性を確保

入口での対策
(契約段階における実効性確保)

出口での対策
(労務費・賃金の支払いの実効性確保)

公共工事における上乗せ対策
(公共発注者による実効性確保)

「入口」「出口」について中長期的に目指すべき将来像

令和7年6月3日
第8回労務費の基準WG
にて概ね合意

中長期的に目指すべき将来像

<入口での対策(入札契約段階での実効性確保)>

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 注文者が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

- 公共工事**
- 入札参加者は、労務費の基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書を提出。
 - 公共発注者は、労務費についてダンピングされていないかを確認。

⇒これらの実現により、発注者から下請までの各契約段階で、適正水準の労務費を確保。

<出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

- 注文者は受注者に対して、労務費の基準を踏まえた適正な労務費を支払う。
- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。

- 公共工事**
- 賃金確認方法は、国直轄工事で試行後、他の発注者に対しても取組の普及を促進する。
 - 公共発注者は、適正な賃金を支払う事業者を選定するため、証明書を踏まえ適切な事業者を選定する。

⇒処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

講じる実効性確保策の項目

- 見積における労務費・必要経費の明示の促進

- 自主宣言制度による事業者の見える化
- 国(建設Gメン)による調査

- 労務費ダンピング調査の実施
- 内訳書の作成と合理的確認手法の確立

- 国・都道府県(許可行政庁)による調査
- 契約当事者によるコミットメントの活用
- 技能者からの情報提供制度の構築
- 国による悪質事業者の公表
- 処遇優良事業者証の活用【前向きに議論を進める前提で引き続き検討】

- 賃金・労働時間の確認
- 契約当事者によるコミットメントの活用

中長期的に目指すべき将来像

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 注文者が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

実効性確保策

- | | |
|--|--------|
| ① 労務費の基準を活用して見積・契約を行うことができるよう、労務費の基準の「運用方針」を提示 | 【P 45】 |
| ② 労務費とあわせて見積書で内訳を明示し、確保されるべき「必要経費」の範囲の明確化 | 【P 46】 |
| ③ 雇用に伴う必要経費の取扱い | 【P 47】 |
| ④ 労務費・必要経費を内訳明示した見積書の作成の普及・促進に向けた取組 | 【P 48】 |
| ⑤ 適正な労務費を見積もる事業者が不利にならないよう、自主宣言制度による事業者の見える化 | 【P 49】 |
| ⑥ 契約段階でのルールに反する行為に対する建設Gメンによる調査、指導・監督 | 【P 50】 |

①労務費の基準の「運用方針」

- ◆改正後の建設業法第20条では、受注者に対して、労務費等の内訳を記載した見積書を作成するよう努力義務を課すとともに、注文者に対して、見積書の内容を考慮するよう努力義務を課している。
- ◆見積書の作成にあたっては、「労務費の基準」を活用して適正な労務費を見積もることが必要。

(建設工事の見積り等)

- 第二十条 **建設業者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の**内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 4 建設工事の**注文者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努めるもの**とし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

方針

- 改正法の施行に当たり、労務費の基準に基づく新たなルールの**運用方針について、国がガイドラインで定める。**
- 運用方針として記載を検討している事項**は以下のとおり。
 - ① 基準に関する基本的な考え方・取扱い (方針 1 ～ 7)
 - ② 見積書の作成に係る受注者の対応 (方針 8 ～ 1 3)
 - ③ 見積書の作成に係る注文者の対応 (方針 1 4 ～ 2 0)

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

法定福利費

(事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

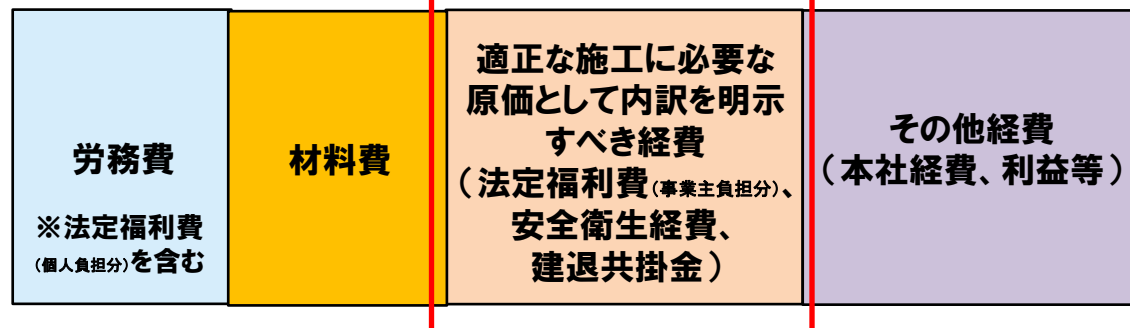
- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

方針

- ・これまで、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金）を、労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐべき必要経費として見積書における内訳明示の対象とする
※右図赤枠部分

<工事価格の構成イメージ>



③雇用に伴う必要経費の取扱い

方針

- 「労務費の基準」を示す際には、**公共工事設計労務単価の公表時と同様に、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表することとする。（参考値は公共工事設計労務単価と合わせる。）**
- ただし、
 - * 「雇用に伴う必要経費」は、工種・工事規模等の条件により変動するという前提において、あくまで全国共通の参考値として試算したものであること、
 - * 実際に、「雇用に伴う必要経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。）
 - * 見積書で内訳を明示すべき必要経費と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること、
 - * 参考値を示す「雇用に伴う必要経費」に利益、本社経費等は含まれないこと、
- といった点に**留意し、契約当事者間で、十分に協議することが必要**である。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」公表時資料(抜粋)

- 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- この表は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																					
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	25,300	20,900	18,900	23,900	31,800	28,600	-	29,100	27,600	29,600	30,000	29,000	31,100	25,900	21,500	39,700	49,300	35,400	45,700	33,700
		(35,600)	(29,400)	(26,600)	(33,600)	(44,700)	(40,200)	-	(40,900)	(38,800)	(41,600)	(42,200)	(40,800)	(43,700)	(36,400)	(30,200)	(55,800)	(69,300)	(49,800)	(64,300)	(47,400)

◆労務費の基準に沿った適正な水準の労務費の確保を進めるため、労務費・必要経費を内訳明示した見積書の作成を普及・促進する必要。

方針

【元請－下請間、下請－下請間の見積り】

○中小の下請業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成できるよう、

- ・**各専門工事業団体は**、各業種の特性に対応した「**標準見積書**」を見直し・作成
- ・**国は**、「**見積書（標準見積書）**」の作成手順及び様式例を作成（※）

（※）①専門工事業団体による「標準見積書」の作成、②下請個社による「見積書」の作成の双方に活用できる作成手順と様式例を国が提示。

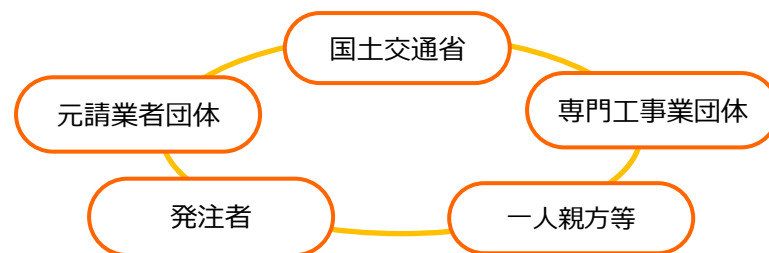
この際、様式例は詳細版・簡易版の2パターンを電子媒体で提供

【発注者－元請間の見積り】

○元請業者が見積書の作成に当たって遵守すべき事項について、**国は、元請向けに「発注者・元請間の見積書の作成に当たってのガイドライン」を作成**

- ・労務費、必要経費を含む適正な見積の作成を普及・促進させるには、発注者、元請、下請とサプライチェーン全体で、相互にとって、見積作成・交渉がしやすい形とする必要。
- ・このため、発注者、元請団体、専門工事業団体、一人親方関係、国土交通省からなる、実務関係者が一堂に会する見積書の検討の枠組みを設け、「（標準）見積書の作成手順・様式例」や「見積書の作成ガイドライン」等について議論。
- ・また、「標準見積書」の作成や見積書の利活用の促進に向けて、国の**モデル事業**を専門工事業団体、一人親方関係団体などと連携・協力して実施。

関係者による検討の枠組み



⑤自主宣言制度による事業者の見える化

- ◆建設企業が、適正な労務費の見積り、技能者の処遇改善に積極的に取り組んでも、外部からはその取組状況が見えづらいことから評価されず、競争上は不利になるおそれもある。
- ◆技能者を大切にせる企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげることが必要。また、今般の担い手3法の改正を契機に、サプライチェーン全体で建設技能者の処遇改善に取り組むマインドを広げていくことが重要。

方針

- 各主体は、建設産業の担い手確保のため、以下の取組を行う旨を宣言。

【元請・下請】

- ・労務費の基準を活用して、労務費等を内訳明示した見積書を作成すること
- ・下請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること
- ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと（CCUSレベル別年収を支払うこと等）
- ・国が技能者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること
- ・CCUSを活用すること（就業履歴蓄積に必要な環境整備に取り組むこと／詳細型の技能者登録を行うこと） 等

【発注者】

- ・元請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること 等

- 宣言企業は、ロゴマークを使用可能とし、企業一覧をＨＰで公表。また、宣言企業に対して、表彰での加点、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討。

- 適正な水準の労務費が、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保されることが重要。
- 中央建設業審議会が作成・勧告する「適正な労務費の基準」を著しく下回る見積り・契約締結等を禁止（建設業法20条）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。

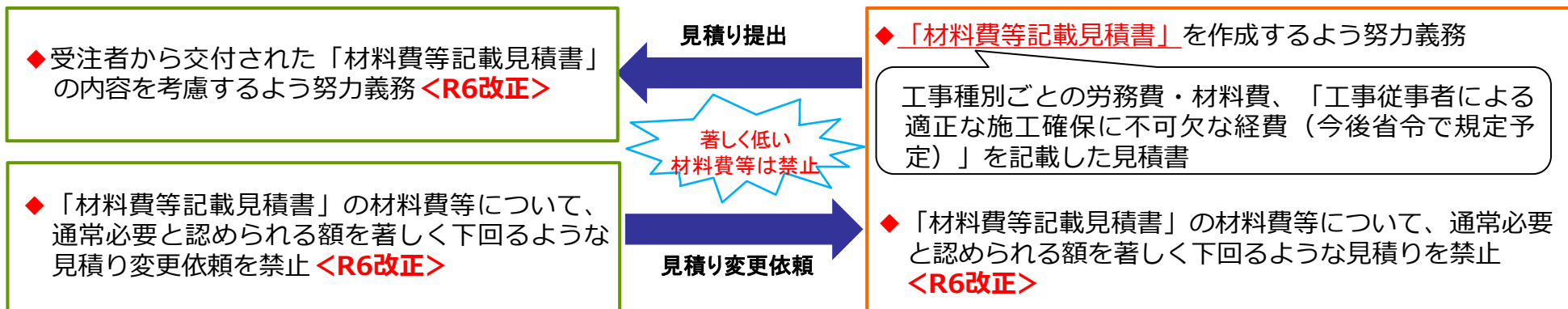
【何を調査するか】

- 見積り時と契約時の労務費の額を把握する必要があることから
 - ① 労務費の価格交渉に際して、受注者が最初に注文者に提出した「材料費等記載見積書」（当初見積書）
 - ② 交渉の結果、契約に反映することとなった「材料費等記載見積書」（最終見積書）
 について、労務費の額とともに、これらの積算根拠として当該労務費に係る施工数量・人工数・適用労務単価を調査する。
- また、当初見積書に記載された労務費の額と最終見積書に記載された労務費の額の間で減額があり、その原因を明らかにする必要があるときは、その原因について注文者・受注者にヒアリング調査する。

※ ダンピング受注を繰り返す業者を把握した場合など技能者の適正な処遇確保の努力義務が疑われるときには、賃金の行き渡りを調査。今後、労働基準監督署との連携を検討

注文者

受注者



【どのように検証するか】

- 検証に当たっては、① 受注者が当初見積書の提出時に基準比で著しく低い労務費を見積もっていないか。
 ② 発注者が最終見積書の提出までに労務費が著しく低くなるような見積り変更依頼をしていないか。
 を確認することとし、基準比で安価な労務費が見積もられていた場合、それが
 - (1) 機械導入等の生産性向上（歩掛（必要人工）の減少）によるものか、労務単価の引き下げによるものか。
 - (2) (1)の原因の程度や妥当性 について比較し検証を行うこととする。
- 「著しく低い」かどうかの程度の判断基準については、事務局において内部基準として検討する。

中長期的に目指すべき将来像

- 注文者は受注者に対して、労務費の基準を踏まえた適正な労務費を支払う。
- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

基本的考え方と実効性確保策

<基本的考え方>

建設業の持続可能性に対する危機感が高まる中、サプライチェーン全体が、**これまでの施策の延長にとどまらない踏み込んだ対応を目指して知恵を出し合うことが必要。** 【P51】

<実効性確保策>

- ① **選択的条項として約款にコミットメントを導入**し、個々の取引について契約当事者間での適正な賃金支払状況等を確認できる仕組みを構築。 【P52】
- ② 適正な賃金が支払われていないと感じる**技能者から、相談や情報提供を受け付ける体制・仕組み**を構築【P53】
- ③ 事業者の見える化(**国による事業者の公表制度**) 【P54】

① コミットメント制度の導入

- 受注者に対する適正な労務費の支払、技能者に対する適正な賃金の支払を確保するため、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント」とする)を標準請負契約約款に導入することで、個々の取引について契約当事者間での適正な賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。

概要

<条文イメージ(公共/民間(甲・乙))> ※あくまでイメージであり、具体的な案文は今後さらに検討

(適正な労務費の支払)

*コミットメントの導入を選択した場合

第●条の二 発注者は、労務費の基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその技能者に支払うものとし、発注者から求めがあったときは、当該支払を行ったことを誓約する書面を提出すること。
- 二 労務費の基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する下請負人に支払うものとし、当該支払を行ったことを証する書面について、発注者から開示の請求があったときは、これを開示すること。
- 三 直接下請契約を締結する下請負人との間で、当該下請負人が適正な賃金をその技能者に支払うとともに、当該下請負人が労務費の基準を踏まえた適正な労務費を更にその下請負人に支払うことを約する契約を締結するものとし、当該契約を締結したことを証する書面その他の記録について発注者から開示の請求があったときは、これを開示すること。

[注]第●条の二は使用しない場合は削除する。



方針

- 標準労務費制度の施行にあわせて、標準請負契約約款(公共、民間(甲/乙)、下請)を改正し、コミットメントを選択的条項として追加する。
- 技能者への賃金支払に係る注文者への情報開示に当たっては、賃金台帳ではなく、誓約書を提出することとする。
- 下請への労務費支払いに係る注文者への情報開示に当たっては、下請との契約書の写しを提出することとする。

(注)公共工事において、コミットメント制度を実施する場合も契約書の締結や誓約書の提出が必要となるが、公共工事では、入札段階で労務費等を記載した入札金額の内訳書を求めているため、コミットメント制度における「適正な労務費」を、内訳書記載の労務費の額とすることも可能。

② デジタルを活用した技能者からの情報提供制度の構築

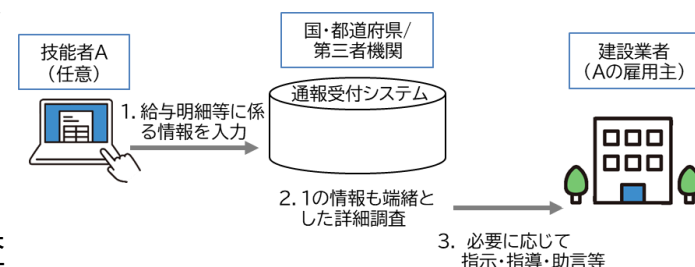
- 標準労務費をもとに適正水準で支払われた労務費が、賃金原資として適正に活用されていることを効果的かつ合理的に確認するにあたっては、実際に賃金を受け取る技能者からの情報が有力な確認ツールの一つとなる。
- 現行、最低賃金未満の支払や賃金不払残業といった明確な法令違反については、厚生労働省にて労働者からの相談・情報提供を受け付け必要な調査等を実施しているものの、違法事案でない限り、処遇に対する不満等に対応する公的な窓口は見当たらない。
- 建設業については、今般の改正法において労働者の処遇確保を事業者の努力義務として位置づける、他の業法にはほぼ見当たらない規定を盛り込み、処遇改善に向けて官民挙げて取り組んでいるところ。その取組の実効性を高めるとともに、建設業の取引適正化を一層進めるためには、(法令違反に限らず)能力等に見合った適正な水準に達していないなどの処遇に係る相談や情報提供を受け付ける体制を整備することで、より現場に則した実態を把握し、それらの情報も端緒情報として活用しつつ、必要に応じて雇用主となる建設業者の取引適正化に向けた指導等を行うことが有効と考えられる。

概要

1. 希望する技能者が、給与明細等に記載された情報についてシステム入力により通報

【入力項目】

- 給与明細(所得税法第231条に基づき交付される支払明細書)に記載された給与等(同法第28条;俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与)
- 労働日数・労働時間(自己申告)
- 勤務経験(CCUS又は自己申告)



2. 通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査

3. 法令違反が疑われる場合等に、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施

方針

<令和8年度中>

- 国が中心となり、システムの設計・構築を実施。
- 関係省庁との連携のあり方について結論を得る。

<令和9年度中>

- 持続可能な取組とするための、国等と第三者機関との役割分担について結論を得る。
- システムの試行運用を開始。
- (第三者機関による管理を行う場合)システムを移管。

③ 事業者の見える化(国による事業者の公表制度)

- 「技能者を大切にする企業」の自主宣言制度(49ページ参照)を進める一方、労務費や賃金の支払において悪質な態様が認められる事業者も見える化することで、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが必要。

方針

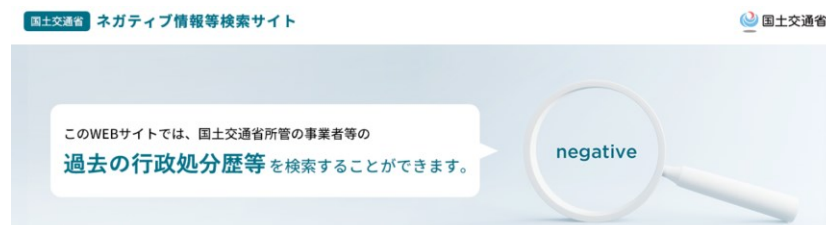
<令和7年度中>

- 悪質事業者の具体的な社名等の公表に係る法律上の根拠規定や公表基準について、国において考え方を整理。

<令和8年度以降>

- 労務費や賃金の支払において、国の調査により悪質な態様が認められた事業者について、国交省HP等で公表開始。

(公表イメージ)



(参考:価格交渉促進月間とフォローアップ調査の実施・結果公表(中企庁))

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施
- 各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果をとりまとめ、公表

- ◆公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、工事費として支払われた労務費について、賃金として技能者まで支払われているか、公共発注者としても一定の役割を求められている。
- ◆実効性の確保策(入口)として、発注者による入札金額内訳書の記載内容の確認、労務費等の適正性を確認するための調査実施が必要。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第四十九号)

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

発注関係事務の運用に関する指針(令和七年二月三日改正)

1-3 工事施工段階

(工事中の施工状況の確認等)

(中略)

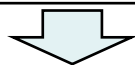
また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

方針

- 現行のダンピング対策(低入札価格調査等)を強化する目的として落札候補者に対して「労務費ダンピング調査(仮称)」を実施する。
- 新たな入札金額の内訳書の雛形や、具体的な調査方法・運用上の詳細については「公共発注者向けガイドライン等」を作成し提供する。
- 労務費ダンピング調査(仮称)によって、労務費等が著しく低い恐れがあると発注者が判断した場合は、理由書を提出させ、正当な理由がない等の場合はGメンに通報する。

※自治体担当職員のマンパワーが限られているため、発注者への過度な負担がないような制度設計とする

その他の方針として、適正な予定価格の設定において合理的な理由のない予定価格の減額(歩切)の廃止や、地方自治体における独自歩掛の作成に関して調査(独自歩掛設定の有無や作成手順等)し、好事例につき事例集を展開する。



○ダンピング的な応札が減少し、適正な入札が実現するとともに、中長期的には落札率上昇が見込まれる。

- ◆実効性確保のためには、公共発注者は適正な賃金(一定水準※)の支払いを確認することが重要である。
- ◆そのため、公共工事では「規制的アプローチ」と「誘導的アプローチ」の2つの手法で、実効性確保策(出口)を実施する。

※例えば、最低賃金や特定最低賃金、公共工事設計労務単価相当の賃金、CCUSレベル別年収の水準など

方針

◆賃金の支払いの確認手法

- 賃金確認方法は、国直轄工事にて試行後、他の公共発注者に対しても取組の普及を促進し、優良事業者を育成(不良不適格業者の排除)を目指す。

以下に記載する規制的アプローチと誘導的アプローチを硬軟織り交ぜながら、できる施策から速やかに実行に移し実績を積み上げていく。

◆規制的アプローチ(⇒基準値)

＜適正な賃金(一定水準の賃金)の確認＞

- 公共発注者は、建設技能労働者に対して支払う賃金が一定水準以上であるかを確認する。
- 「適正な賃金」の設定は、我が国において、最低賃金法が運用されている中で新たな基準を設けることになるため慎重に検証する必要はあるが、例えば、特定最低賃金の設定を目指す労使間にパートナーシップの醸成を促すことも重要である。

◆誘導的アプローチ(⇒目標値)

＜適正な賃金の確認＞

- 公共発注者は、公共工事設計労務単価を踏まえた一定水準の賃金が支払われているかを確認する。

＜証明書の発行＞

- 公共発注者は、建設技能労働者に支払う「適正な賃金」の確認ができた場合、優良事業者に対して証明証を発行する。具体的な仕組みは、引き続きの検討とするが、建設業行政で構築するシステムとの連携を視野に入れる。
- 上記同様、「適正な賃金」の確認ができた場合、次回以降の入札・契約段階や工事完了段階における優遇措置(インセンティブ付与)について検証する。

法施行後、段階的に実施すべき内容

中長期的に 目指すべき将来像

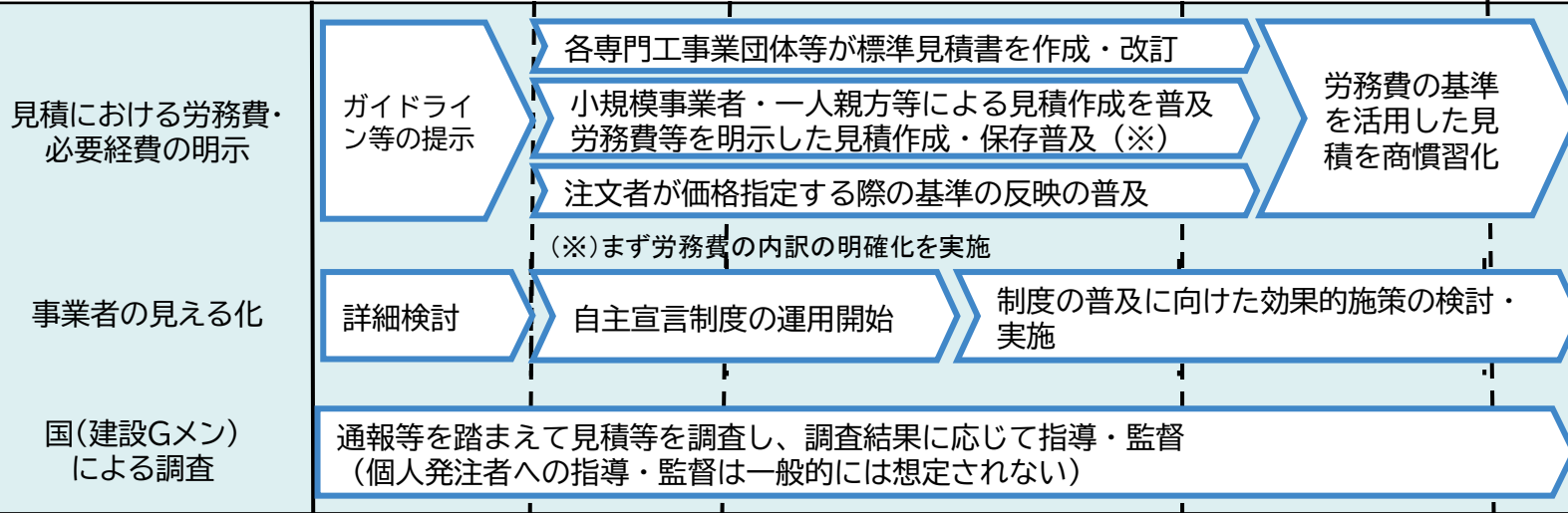
<入口での対策 (入札契約段階での実効性確保)>

R7 法施行
12月

R8~

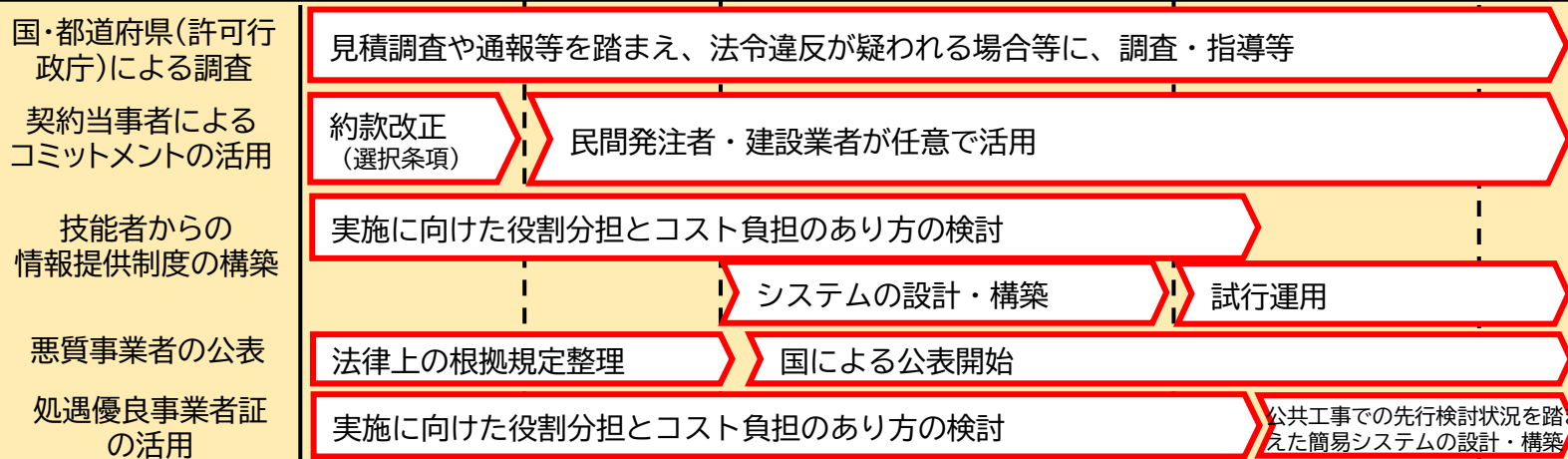
R9~

R11~



- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 個人注文者・元請等が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

<出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>



- 建設業者は、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

<入口での対策
(入札契約段階での実効性確保)>

労務費
ダンピング調査

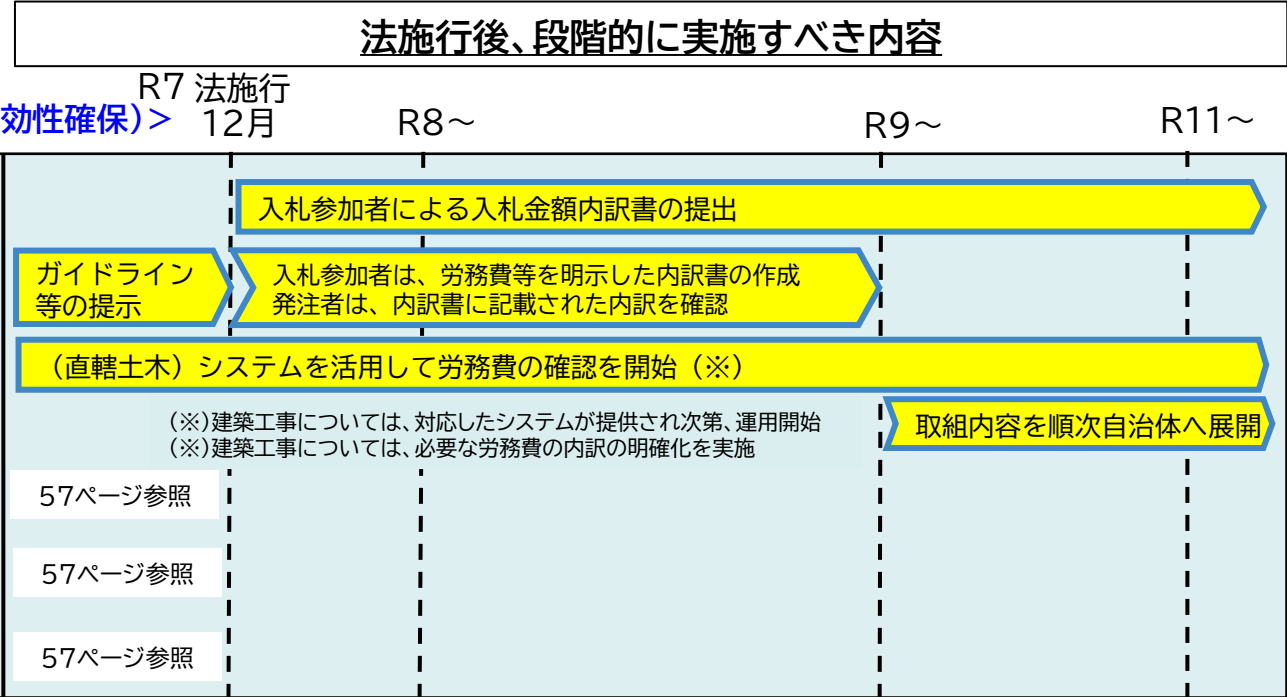
内訳書の作成

内訳書の合理的な
確認手法の確立

見積における労務費・
必要経費の明示

事業者の見える化

国(建設Gメン)に
よる調査



中長期的に
目指すべき将来像

<入札契約手続きにおける
労務費の可視化>

○入札参加者は、労務費の基準
を参考としつつ、自らの歩掛
に即した労務費を算出し、そ
れを明示した入札金額内訳
書を提出。

○発注者は、労務費についてダ
ンピングされていないかを
確認。

(上記のほかは、57ページと同
様)

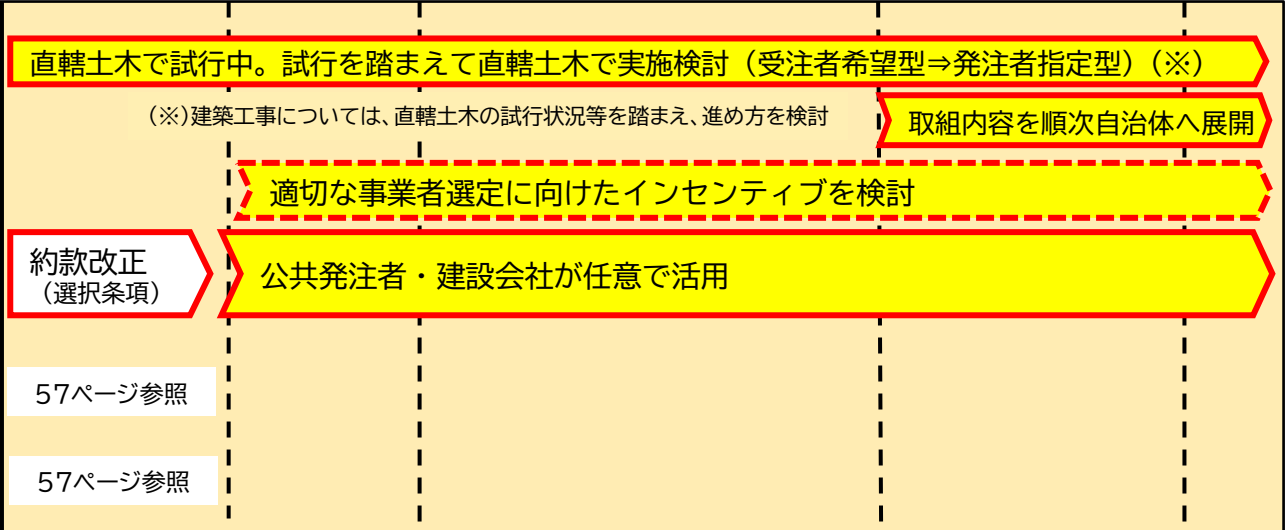
<出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

賃金・労働時間の確認

契約当事者による
コミットメントの活用

技能者向からの
情報提供制度の構築

処遇優良事業者証
の活用



<賃金確認手法の確立>

○賃金確認方法は、国直轄工事
で試行後、他の発注者に対し
ても取組の普及を促進する。

○公共発注者は、適正な賃金を
支払う事業者を選定するた
め、証明書を踏まえ適切な事
業者を選定する。

(上記のほかは、57ページと同
様)

6. のまとめ

- 労務費の基準制度の実効性を確保するため、「契約段階での適正な労務費の確保（入口の実効性確保）」「労務費・賃金の適正な支払いの担保（出口の実効性確保）」の2つの側面から実効性確保策を別途講じることとされている。
- 「入口の実効性確保」のポイントは、まず受注者に労務費・必要経費を内訳明示した見積書を作っていただくこと。その上で、注文者はその見積書を尊重していただくこと。
- 「出口の実効性確保」のポイントは、技能者を雇用する建設業者が、技能者と適切に雇用契約を結び、「CCUSレベル別年収」に応じた適正な賃金を支払うこと。また、その支払いを会社任せにせず、契約当事者・技能者など、さまざまな角度から担保すること。
- あわせて、公共工事については、その受発注者の役割を踏まえ、より上乗せでの対応を行うこととしている。

7.【まとめ】

関係者の皆様に取り組んでいただきたいこと

- 公的役割を担う建設業を持続可能な産業とするため、技能者の賃金を原資とした低価格競争をしている現状が、労務費の基準制度により、生産性の高さと、技能者の処遇を確保した上での価格による健全な競争に変わるようにしていきたい。
- 建設業者は、
 - ・ 労働者に払う賃金の原資は競争の対象にしない、という認識を持っていただきたい。
（※生産性向上により短い時間・少ない人数で施工する試みは歓迎される）
 - ・ そのため、総価一式ではなく、労務費等を内訳明示した見積書での価格交渉、自主宣言を行う取引先の優先選定など、新たな商習慣を定着させていただきたい。
 - ・ 将来の担い手確保・若者入職促進に向け、建設業の厳しい労働環境と、CCUSレベルに応じた適正な賃金を払っていただきたい。このため、レベル判定受検などCCUSの一層の活用拡大をお願いしたい。
- 発注者も、
 - ・ 持続的な安定発注という発注者利益を念頭に、安ければいいという認識ではなく、パートナーシップを持っていただいて、労務費をしっかりと支払っていただきたい。
（見積書に記載された労務費・必要経費を値切る行為は建設業法違反となりうる。）
 - ・ 特に、公共発注者をはじめ、反復継続して工事を発注する主体においては、コミットメントの活用など、発注者としてできる取組の実践をご検討いただきたい。

お問い合わせ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

hqt-roumuteam1@gxb.mlit.go.jp